

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保・拡充等を図ること。
2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。
また、現在行われている各種統計調査については、調査項目の精査やデジタル技術の活用などにより調査事務を省力化し、調査員の確保や活動環境の整備等を図るとともに、公表の仕方についても見直しを図ること。
さらに、各種統計調査の重要性を周知するための広報の充実に取り組むこと。
3. 所有者不明土地等の発生を防ぐため、所有権移転後早期に登記を促すための優遇措置等の施策を講じること。